

## 一般事業主行動計画

社員ひとりひとりが、仕事と家庭の両面において各人の能力を十分に発揮し役割担うことができる環境整備を目的として、次世代育成推進法に沿った行動計画について下記のとおり実施します。

1、計画期間 令和 元年11月1日 ～ 令和 5年10月31日（4年間）

2、内 容 「雇用環境の整備に関する事項」

### 男性社員の子育て目的の休暇の促進

<目 標>

配偶者出産休暇（2日）の取得促進

<対 策>

令和 元年11月～「男性の育児休暇、子育て目的の休暇の取得促進」ポスターの作成。  
社内各部署へのポスター掲示による従業員への周知。

令和 元年12月～社内全体会議等で説明をし、従業員への周知。

### 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施（仕事と家庭生活の両立、子育て等）

<目 標>

計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人平均年間12日以上（取得率40%）とする。

<対 策>

令和 元年11月～「有給休暇取得促進」ポスター作成。

社内各部署へのポスター掲示、全体会議等で説明し従業員に周知。

令和 2年 2月

令和 3年 2月

令和 4年 2月

令和 5年 2月

年次有給休暇の取得状況の実態把握。

衛生管理者等と社内検討し、有給休暇の取得を従業員に促す。